

高校生の皆さんへ！

アルバイトで

就職で

トラブルにならないために

小田原労働基準監督署

働き始めてから、働いた分の賃金がもらえない、急に辞めるよう言われた、労働時間が長すぎる等の労働条件についてトラブルが生じることがあります。トラブルを防止するためには、働く前に労働条件を確認すること、労働条件の基礎知識を学ぶことが重要です。

労働条件の基礎知識を『学ぶ』
『厚生労働省ホームページ』で学んでいただけます。

厚生労働省 HP



1 しっかり学ぼう！働くときの基礎知識

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/study/index.html>)

動画版: (<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/seminar/index.html>)

2 マンガで学ぶ労働条件 (<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/manga/>)

トラブルの事例を『調べる』

『厚生労働省ホームページ』で調べられます。

確かめよう労働条件 Q&A

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/qa/index.html>)

トラブルについて『相談する』

『相談機関のご紹介』

(面談・電話) 小田原労働基準監督署 若者相談コーナー

電話 0465-22-7151 (午前8時30分～午後5時15分(土日祝・年末年始を除く)) 所在地 小田原市浜町1-7-11

(電話) 労働条件相談ホットライン (フリーダイヤル・厚生労働省委託)

電話 0120-811-610 (月～金: 午後5時～午後10時、土・日: 午前10時～午後5時)

(メール) 労働基準関係情報メール窓口 (厚生労働省 HP・情報受付窓口)

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

働いた分の賃金が支払われないなどの場合には、遠慮なく小田原労働基準監督署に御相談ください。

 小田原労働基準監督署